# 議案第141号

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和5年12月13日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

甲賀市国民健康保険税条例(平成16年甲賀市条例第46号)の一部を次のよう に改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に 規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における 当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定す る金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合にあっては、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあっては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前

産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該 出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合 には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該 出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に規 定する事項及び第2項各号に規定する書類において明らかにすべき事項を確認す

ることができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の甲賀市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の 国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち 令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税に ついては、なお従前の例による。

議案第141号参考資料

#### 甲賀市国民健康保険税条例新旧対照表

中真中国以使家体医优末的新山对黑衣		
改正案	現行	
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)	
第23条 (略)	第23条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8		
9第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)		
が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被		
保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合に		
あっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被		
保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各		
号に定める額を減額して得た額とする。		
_(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額		
当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の1		
2分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行		
規則第24条の30の5に定める場合にあっては、出産の日。以下		
同じ。) の属する月(以下「出産予定月」という。) の前月(多胎		
妊娠の場合にあっては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期		
間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数		
を乗じて得た額		

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税 額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定し た所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間 のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得 割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割 額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当 該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保 険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算 定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものと

した場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の 1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属す る月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

- 第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に 属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をい う。以下同じ。)
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を 添えなければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2)
     多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書

     類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保 険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる 書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に規定する事項及び第2項各号に規定する書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の甲賀市国民健康保険税条例の規定は、令和 5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの 及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るも の及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例 による。

# 議案第142号

甲賀市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和5年12月13日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

### 甲賀市手数料条例の一部を改正する条例

甲賀市手数料条例 (平成16年甲賀市条例第48号) の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

# 別表第1 (第2条関係)

### 戸籍手数料

区分	<del>Ú</del>	金額 (円)
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍	1 通につき	450 (多機
証明書		能端末機を利
		用する場合に
		あっては、3
		5 0)
戸籍電子証明書提供用識別符号	1件につき	4 0 0
(戸籍電子証明書提供用識別符号		
の発行に係る戸籍電子証明書の請		
求を行う者が同時に当該戸籍電子		
証明書が証明する事項と同一の事		
項を証明する戸籍の謄本若しくは		
抄本又は戸籍証明書の請求を行う		
場合を除く。)		
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本	1 通につき	7 5 0
又は除籍証明書		
除籍電子証明書提供用識別符号	1件につき	7 0 0
(除籍電子証明書提供用識別符号		
の発行に係る除籍電子証明書の請		
求を行う者が同時に当該除籍電子		
証明書が証明する事項と同一の事		
項を証明する除かれた戸籍の謄本		
若しくは抄本又は除籍証明書の請		

    求を行う場合を除く。)		
戸籍に記載した事項に関する証明	証明東項1件につき	3 5 0
除かれた戸籍に記載した事項に関	証明事項1件にづき	4 5 0
する証明 		
戸籍法(昭和22年法律第224	1 通につき	3 5 0 (婚姻、
号)第48条第1項(同法第11		離婚、養子縁
7条において準用する場合を含		組、養子離縁
む。)の規定による届出若しくは		又は認知の届
申請の受理の証明書、同法第48		出の受理につ
条第2項(同法第117条におい		いて、請求に
て準用する場合を含む。)若しく		より法務省令
は第126条の規定による届書そ		で定める様式
の他市長の受理した書類に記載し		による上質紙
た事項の証明書又は同法第120		を用いる場合
条の6第1項の規定による届書等		にあっては、
情報の内容の証明書		1, 400)
戸籍法第48条第2項(同法第1	1件につき	3 5 0
17条において準用する場合を含		
む。)の規定による届書その他市		
長の受理した書類又は同法第12		
0条の6第1項の規定による届書		
等情報の内容を表示したものの閲		
覧		

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

### 議案第142号参考資料

### 甲賀市手数料条例新旧対照表

改正案		現行		
(手数料)		(手数料)		
第2条 手数料の名称及び手数料の額は、次のとおり	とする。	第2条 手数料の名称及び手数料の額は、次のとおりとする。		
(1) ~ (3) (略)		(1) ~ (3) (略)		
(4) 戸籍手数料 別表第1のとおり		(4) 戸籍手数料 別表第1のとおり		
$(5) \sim (20)$ (略) $(5) \sim (20)$ (略)				
別表第1(第2条関係)				
戸籍手数料		戸籍手数料		
<u>区分</u> 金額 (円)			<u>区分</u>	金額(円)
戸籍の謄本若しくは抄本又は 1 通につき	450 (多	戸籍全部事項証明	1通につき	450
戸籍証明書	機能端末機	戸籍謄本		<u>ただし、多</u>
	を利用する			機能端末機
	場合にあっ			を利用する
	ては、35			<u>場合にあっ</u>
	0)			ては、35
戸籍電子証明書提供用識別符 1件につき	400			0円とす
号(戸籍電子証明書提供用識別				<u>る。</u>
符号の発行に係る戸籍電子証		戸籍個人事項証明	1通につき	450
明書の請求を行う者が同時に		<u>戸籍抄本</u>		<u>ただし、多</u>

当該戸籍電子証明書が証明す		
る事項と同一の事項を証明す		
る戸籍の謄本若しくは抄本又		
は戸籍証明書の請求を行う場		
合を除く。)_		
除かれた戸籍の謄本若しくは	1 通につき	750
抄本又は除籍証明書		
除籍電子証明書提供用識別符	1 件につき	700
号(除籍電子証明書提供用識別		
符号の発行に係る除籍電子証		
明書の請求を行う者が同時に		
当該除籍電子証明書が証明す		
る事項と同一の事項を証明す		
る除かれた戸籍の謄本若しく		
は抄本又は除籍証明書の請求		
を行う場合を除く。)		
戸籍に記載した事項に関する	証明事項1件につき	350
<u>証明</u>		
除かれた戸籍に記載した事項	証明事項1件につき	450
<u>に関する証明</u>		
戸籍法(昭和22年法律第22	1 通につき	350 (婚
4号)第48条第1項(同法第		烟、離婚、
117条において準用する場		養子縁組、_

		機能端末機
		を利用する
		場合にあっ
		ては、35
		0円とす
		<u>る。</u>
除籍全部事項証明	1 通につき	750
除籍謄本		
除籍個人事項証明	1通につき	7 5 0
除籍抄本		
<u>戸籍一部事項証明</u>	<u>1通につき</u>	350
<u>戸籍記載事項証明</u>	証明事項1件につき	350
除籍一部事項証明	<u>1通につき</u>	4 5 0
除籍記載事項証明	証明事項1件につき	4 5 0
届出・申請受理証明	<u> 法務省令で定める様式 1</u>	1, 400
	<u>通につき</u>	
	上記以外の様式 1通につ	3 5 0
	<u></u>	
戸籍法(昭和22年法律224	1件につき	350
号)第48条第2項(同法第1		
17条において準用する場合		
を含む。)の書類の閲覧		

I i	1
合を含む。)の規定による届出	養子離縁又
若しくは申請の受理の証明書、	は認知の届
同法第48条第2項(同法第1	出の受理に
17条において準用する場合	ついて、請
を含む。)若しくは第126条	求により法
の規定による届書その他市長	務省令で定
の受理した書類に記載した事	める様式に
項の証明書又は同法第120	よる上質紙
条の6第1項の規定による届	を用いる場
書等情報の内容の証明書	合にあって
	は、1,4
	0 0 )
戸籍法第48条第2項(同法第1件につき	3 5 0
117条において準用する場	
合を含む。)の規定による届書	
その他市長の受理した書類又	
は同法第120条の6第1項	
の規定による届書等情報の内	
容を表示したものの閲覧	
/ L DI	

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。